

キャリアアップ助成金

概要

コース名

▶ 正社員化支援

1. 正社員化コース
2. 障害者正社員化コース

▶ 処遇改善支援

1. 賃金規定等改定コース
2. 賃金規定等共通化コース
3. 賞与・退職金制度導入コース
4. 社会保険適用時処遇改善コース

【正社員化支援】

正社員化コース

▶ 助成金の内容

有期雇用労働者等を**正社員化**した場合

※正規雇用労働者へ転換または派遣労働者を直接雇用すること。

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む。

助成額（1人当たり） ※1期・2期の合計額		
	中小企業	大企業
① 有期→正規	80万	60万
② 無期→正規	40万	30万

【正規雇用労働者の定義】

同一の事業所内の正規雇用労働者に適用される就業規則が適用されている労働者。

ただし、『賞与または退職金の制度』かつ『昇給』が適用されている者に限る。

【対象となる労働者条件】

賃金の額または計算方法が『正規雇用労働者と異なる雇用区分の就業規則等』の適用を6か月以上受けて雇用している有期または無期雇用労働者

➤ 加算措置・加算額

- 派遣労働者を派遣先で正社員雇用労働者で直接雇用する場合
1人当たり 28.5万円（大企業も同額）
- 対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合
① 1人当たり 9.5万円 ② 4.75万円（大企業も同額）
- 人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化した場合
（自発的職業能力開発訓練または定額制訓練**以外**の訓練修了後）
① 1人当たり 9.5万円 ② 4.75万円（大企業も同額）
- （自発的職業能力開発訓練または定額制訓練の訓練修了後）
① 1人当たり 11万 ② 5.5万円（大企業も同額）
- 正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合
1事業所当たり 20万円（大企業の場合 15万円）
- 多様な正社員制度（注）を新たに規定し、当該区分に転換等した場合
（注：勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上）
1事業所当たり 40万円（大企業の場合 30万円）

【正社員化支援】

障害者正社員化コース

▶ 助成金の内容

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合

※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。

助成額（1人当たり） 1期・2期の合計額

①重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合

	中小企業	大企業
有期→正規	1 2 0 万	9 0 万
有期→無期	6 0 万円	4 5 万円
無期→正規	6 0 万円	4 5 万円

助成額（1人当たり） 1期・2期の合計額

②重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者**以外**の場合

有期→正規	9 0 万円	6 7. 5 万円
有期→無期	4 5 万円	3 3 万円
無期→正規	4 5 万円	3 3 万円

※ 助成額が支給対象期間における労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限として支給。

【処遇改善支援】

賃金規定等改定コース

➤ 助成金の内容

有期雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合

※一部の有期雇用労働者等の賃金を増額する場合には、その区分が雇用形態また職種別、その他合理的な理由（部門別等）に基づき区分されている場合に限り、本助成コースの対象労働者と認められる。

助成額（1人当たり）		
	中小企業	大企業
3%以上5%未満	5万円	3.3万円
5%以上	6.5万円	4.3万円
※『職務評価』の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算 1事業所当たり 20万円 （大企業の場合、 15万円 ）		

【処遇改善支援】

賃金規定等共通化コース

▶ 助成金の内容

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合

助成額（1事業所当たり）	
中小企業	大企業
60万円	45万円

【処遇改善支援】

賞与・退職金制度導入コース

▶ 助成金の内容

有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施した場合

助成額（1事業所当たり）	
中小企業	大企業
40万円	30万円
※同時に導入した場合に加算 16.8万円 （大企業の場合、 12.6万円 ）	

【処遇改善支援】

社会保険適用時処遇改善コース

➤ 助成金の内容

短時間労働者に以下のいずれかの取組を行った場合

- ① 新たに社会保険の被保険者となった際に、**手当支給・賃上げ・労働時間延長**を行った場合
- ② **労働時間を延長して新たに社会保険の被保険者とした場合**

助成額（1人当たり）		
	中小企業	大企業
手当等支給メニュー	50万円	37.5万円
併用メニュー	50万円	37.5万円
労働時間延長メニュー	30万円	22.5万円

キャリアアップ助成金の取組・申請についての**注意事項**

- 各コースの取組実施日の**前日までに『キャリアアップ計画書』**の提出が必要です。
- コースによっては取組の実施日までに特定の要件を満たしている必要があります。パンフレット、支給要領等にて確認願います。
- 就業規則は事業場の従業員に周知した日付で効力を持つため、原則、発効と施行日は同日付けとしてください。（就業規則の作成義務がない常用雇用する者が10人未満事業所も同様）
- 監督署への届出については、発効後速やかに監督署へ届け出てください。また、少なくとも支給申請までの間に監督署へ届け出るようお願いします。
- 取組日によって支給申請書の様式が変わる場合がありますので厚生労働省のホームページ等にて確認願います。
- 申請期限を過ぎての申請は受付出来ませんので注意願います。
- その他、ご不明の点があれば佐賀労働局・職業対策課までお問い合わせください。